

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

改正案	現行
<p>Ⅱ 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目</p> <p>Ⅱ-3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-3-1 コンプライアンス（法令等遵守）態勢</p> <p>Ⅱ-3-1-1 意義</p> <p>Ⅱ-3-3 保険募集管理態勢</p> <p>Ⅱ-3-3-1 適正な保険募集管理態勢の確立</p> <p>Ⅱ-3-3-2 保険契約の募集上の留意点</p> <p>(7) 法第300条第1項第5号関係</p> <p>③ 規則第234条第1項第1号関係</p> <p>少額短期保険業者は、少額短期保険募集人及び金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（以下「金融サービス提供法」という。）第11条第6項に規定する金融サービス仲介業者をいい、保険媒介業務（同条第3項に規定する保険媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。以下同じ。）に対し、保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集及び保険媒介業務を行うことがないよう指導及び管理等の措置を講じているか。</p> <p>Ⅱ-3-5 顧客保護等</p> <p>Ⅱ-3-5-1 <u>顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務（金融サービス提供法第2条）</u></p>	<p>Ⅱ 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目</p> <p>Ⅱ-3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-3-1 コンプライアンス（法令等遵守）態勢</p> <p>Ⅱ-3-1-1 意義</p> <p>Ⅱ-3-3 保険募集管理態勢</p> <p>Ⅱ-3-3-1 適正な保険募集管理態勢の確立</p> <p>Ⅱ-3-3-2 保険契約の募集上の留意点</p> <p>(7) 法第300条第1項第5号関係</p> <p>③ 規則第234条第1項第1号関係</p> <p>少額短期保険業者は、少額短期保険募集人及び金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第11条第6項に規定する金融サービス仲介業者をいい、保険媒介業務（同条第3項に規定する保険媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。以下同じ。）に対し、保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集及び保険媒介業務を行うことがないよう指導及び管理等の措置を講じているか。</p> <p>Ⅱ-3-5 顧客保護等</p> <p>（新設）</p>

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

改正案	現行
<p><u>Ⅱ-3-5-1-1 主な着眼点</u></p> <p><u>少額短期保険業者が、その業務を通じて、社会に付加価値をもたらし、同時に自身の経営の持続可能性を確保していくためには、顧客の最善の利益を勘案しつつ、顧客に対して誠実かつ公正にその業務を行うことが求められる。そこで、少額短期保険業者が、必ずしも短期的・形式的な意味での利益に限らない「顧客の最善の利益」をどのように考え、これを実現するために自らの規模・特性等に鑑み、組織運営や商品・サービス提供も含め、顧客に対して誠実かつ公正に業務を遂行しているかを検証する。また、少額短期保険募集人についても上記に準じて検証することとする。</u></p> <p><u>Ⅱ-3-5-1-2 監督手法・対応</u></p> <p><u>日常の監督事務や、不祥事件届出書を通じて把握された少額短期保険業者の誠実公正義務上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第 272 条の 22 に基づき報告を求めることを通じて、少額短期保険業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営の確保又は顧客保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第 272 条の 25 に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第 272 条の 26 に基づき業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。また、少額短期保険募集人についても上記に準じて検証することとする。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

改正案	現行
<p>Ⅱ-3-5-2 顧客に対する説明責任、適合性原則 [略]</p> <p>Ⅱ-3-5-2-1 顧客保護を図るための留意点 (1)~(5) [略]</p> <p>Ⅱ-3-5-2-2 法第272条の13第2項において準用する法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等 (1)~(14) [同左]</p> <p>Ⅱ-3-5-3 保険金等支払管理態勢</p> <p>Ⅱ-3-5-3-1 意義</p> <p>Ⅱ-3-5-3-2 主な着眼点</p> <p>Ⅱ-3-5-3-3 監督手法・対応</p>	<p>Ⅱ-3-5-1 顧客に対する説明責任、適合性原則 [同左]</p> <p>Ⅱ-3-5-1-1 顧客保護を図るための留意点 (1)~(5) [同左]</p> <p>Ⅱ-3-5-1-2 法第272条の13第2項において準用する法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等 (1)~(14) [同左]</p> <p>Ⅱ-3-5-2 保険金等支払管理態勢</p> <p>Ⅱ-3-5-2-1 意義</p> <p>Ⅱ-3-5-2-2 主な着眼点</p> <p>Ⅱ-3-5-2-3 監督手法・対応</p>